

マネージメント・レター No.283

相続税が課税される財産

相続税は、被相続人が有していたほとんど全ての財産に課税がされます。
また、生命保険金や死亡退職金などのように被相続人が所有していた財産でなくても、被相続人の死亡によって経済的利益を得た場合に**みなし相続財産**として相続税の課税がなされています。

本来の相続財産 ～相続や遺贈によって取得した財産のことを言います。ここでいう財産とは、非課税財産を除く全ての金銭に見積もることができる経済的価値のあるものすべてをいいます。例えば、現金・預金・不動産・株式等の有価証券・宝石の他、貸付金・特許権・著作権などまで含まれます。

みなし相続財産 ～例えば被相続人の死亡により受ける生命保険金や死亡退職金などのように被相続人が所有していた財産でない場合、本来は相続税が課税されることはありませんが、これらは実質的に相続や遺贈によって経済的利益を受けるのと同様の効果があるとみなされ相続税法により課税を受けます。

この課税を受ける利益のことをみなし相続財産といい、以下のものが例としてあげられます。

- ・生命保険金・損害保険金
- ・死亡退職金
- ・生命保険契約に関する権利
- ・定期金に関する権利

相続開始3年以内の贈与財産 ～相続や遺贈によって財産を取得した人が、相続開始3年以内に被相続人から贈与を受けている場合には、その贈与財産の価額が相続税の課税価格に加算されます。

相続時精算課税適用財産 ～相続人が被相続人の生前に財産の贈与を受けた際、相続時精算課税制度の適用を受けたものは、相続時に課税価格に加算されます。

非課税財産 ～相続や遺贈によって取得した財産のうち、①墓地・仏壇・祭具など②公共事業用財産③国や地方公共団体や公益法人に寄付した財産④相続人等が受け取った生命保険金や死亡退職金のうち一定額などが非課税財産とされています。

【相続研修チーム】

平成 25 年度税制改正案で、相続税の基礎控除が現行 5000 万円 + 1000 万円 × 法定相続人数から 3000 万円 + 600 万円 × 法定相続人数に改正になります。このことにより相続税の課税割合がおよそ 2 倍になると試算しています。この改正は平成 27 年 1 月 1 日以後の相続税での適用となります。